

認定NPO法人フローレンス 2025年度自己評価

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.1	I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	a	・基本方針はホームページ、養親・実親、医療機関向けパンフレット等に掲載し、周知している。 ・職員の行動規範を策定し、チーム内で周知している。
	☐ 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ☐ 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。 ☐ 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。		
No.2	I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。		
	☐ 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。 ☐ 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。 ☐ 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。 ☐ 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。	a	・年度ごとに事業OKR・KPIをチーム内で策定し、チーム定例会議の場で進捗確認を行っている。 ・事業計画・収支計画に関しては、月次・年次にて、定例で経営陣・事業責任者・経理担当者によりレビューされ、適正な運営ができているかのチェック体制がある。
No.3	I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a	・年度ごとに事業計画(収支予算、KPI、OKR)をチーム全体の会議で議論し、策定している。 ・KPI・OKRの実施状況を、月1回のチームミーティングにて確認する他、各種事業計画については経営チーム・経理財務チーム等も含めて定期的の実施状況をレビューし、必要に応じた期中の見直しを行っている。
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ☐ 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
No.4	I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。		
	☐ 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。 ☐ 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。 ☐ 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	a	・KPI・OKRの実施状況を、月1回のチームミーティングにて確認する等、職員に対する周知・理解を図っている。 ・事業計画の養子縁組に係る内容を、生みの親・養親希望者に対して、各種研修やガイドブック等を用いた説明を行っている。
No.5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	・相談支援の質向上を目的として、「支援の軸」をチーム内で定め、周知を行っている。 ・外部の専門家によるスーパーバイズを定期的に行い、相談支援の振り返り・反省をするとともに質の向上を目指している。 ・自己評価(年1回)・第三者評価(3年に1回)も実施し、事業運営の改善に活かしている。
	☐ 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。 ☐ 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。 ☐ 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。		
No.6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		
	☐ 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。 ☐ 職員間で課題の共有化が図られている。 ☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	a	・自己評価、第三者評価において課題が発見された場合には、チーム内で課題を共有し、是正のための取り組みを実施している。
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	・養子縁組あっせん責任者は、自らのあっせんの責任を理解するとともに、新たに加入した職員の計画的な指導に携わるなどして、相談支援の安定的な質を責任をもって管理している。 ・養子縁組あっせん責任者は基本方針に基づき、日々の業務の中で職員に対して必要な指導やアドバイスをを行っている。
	☐ 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。 ☐ 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。		

認定NPO法人フローレンス 2025年度自己評価

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	・養子縁組あっせん責任者は、毎年のあっせん責任者研修に参加し、法令等の理解に努めている。 ・養子縁組あっせん機関職員研修にも、チームから毎年複数名が参加している。
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。 ☐ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項 ☐ 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。		
No.9	II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。		・養子縁組あっせん責任者は、通常の相談支援において、定期的に支援の内容を確認し、安定した相談支援が実施されるよう指導している。 ・日次で実施される朝礼、週次の定例ミーティングによって、支援方針を確認し、様々な意見を求めることで、多角的な視点を取り入れる工夫を行っている。 ・関係機関との連携においても、あっせん責任者が適宜職員にアドバイス・指導を行いながら対応している。
	☐ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。 ☐ 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。 ☐ 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 ☐ 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。		
No.10	II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	a	・団体として評価制度を設け、各等級における期待役割を策定している。 ・職員の育成を目的とした、管理職との1on1や業務支援面談を定期的に行っている。 ・新規加入の職員 においては、導入のための指導計画を立て、計画に従って適切な支援が行えるよう、育成を行っている。
	☐ 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。 ☐ 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。 ☐ 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。 ☐ 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。 ☐ 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)		
No.11	II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。		・年に1～2回、チームビルディング研修を行い、職員がお互いのことを知ることで信頼関係を作り、職員が自由に意見を表明できる組織づくりのための活動を行っている。 ・相談支援においては、毎日の朝会や週に2回行われるケースミーティングにてチームで方針を検討し、職員がひとりで抱え込むことのないような環境づくりを行っている。 ・管理職との1on1や業務支援面談を定期的に行い、相談や意見・悩みを個別に伝えられる場を設けている。
	☐ 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。 ☐ 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。 ☐ 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。 ☐ 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。		

認定NPO法人フローレンス 2025年度自己評価

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.12	II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。	a	・団体として、NPO法に基づき適切な会計処理を行っている。また、団体の会計は毎年度WEB上にて公開している。 ・毎事業年度終了後に報告書を作成し、都道府県に報告している。
	☐ 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項 ☐ 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。 ☐ 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。 ☐ 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等) ☐ 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等) ☐ 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項		
No.13	II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。		
	☐ 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項 ☐ 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。 ☐ 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。 ☐ 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)		
No.14	II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。		
	☐ 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項 ☐ あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに係る手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項 ☐ 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項	a	・養子縁組のあっせんに係る手数料をホームページで公表している。 ・養親希望者には、養親登録時にあっせんに係る手数料・費用負担について説明している。 ・実親には、実親ガイドブックにて費用負担の取り扱いについて説明している。 ・第三者評価の結果をホームページ上で公開している。
No.15	II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	・支援に必要な社会資源及び連携方法について、書面に集約し参照できる状態にしている。 ・生みの親・養親希望者に対しては、活用可能な社会資源についてガイドブックやパンフレットに記載するほか、委託時にも説明をしている
	☐ 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。 ☐ 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。 ☐ 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項		
No.16	II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	・関係機関との連携・協働においては、各種マニュアルにて整備し、日常の相談支援の中で積極的に連携を行っている。
	☐ 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。 ☐ 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。 ☐ 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。		

認定NPO法人フローレンス 2025年度自己評価

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.17	Ⅲ-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	・実母支援においては、生みの親本人の自己決定を尊重することを支援の軸として定め、特別養子縁組のみならず自己養育・里親委託・施設措置等、全ての選択肢について説明している。 ・自己養育の可能性について、時には親族やパートナーも含めて説明を行い、丁寧にアセスメントしている。
	☐ 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項 ☐ 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。 ☐ 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。 ☐ 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。		
No.18	Ⅲ-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。		・相談支援においては、適切な社会資源の案内を提供している。 ・相談支援フロー等において、想定できる社会的資源を明示し適宜繋いでいる。 ・養親候補者に対しては、登録したとしても必ず委託を保証するものではない旨、研修や面談を通して説明するとともに、養親登録時の書面により確認している。
	☐ 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等) ☐ 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。 ☐ 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。 ☐ 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。 ☐ 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。 ☐ 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。		
No.19	Ⅲ-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。		・生みの親に対して、特別養子縁組支援開始前の妊娠相談の段階から、実親の自己決定に伴走する支援を行うこと、特別養子縁組ありきの支援ではないことを説明している。 ・特別養子縁組を同意を得るにあたっては、特別養子縁組支援申込書・実親ガイドブック・カウンセリングシート等のツールを用い、丁寧な説明と書面による確認を行っている。 ・特別縁組制度、そして特別養子縁組みの同意撤回についても丁寧な説明と書面による確認を行っている
	☐ 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項 ☐ 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。 ☐ 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。 ☐ 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。 ☐ 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。 ☐ 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。		
No.20	Ⅲ-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	a	・育ての親希望者に対しては、段階に応じた研修・実習・面談を実施し、それぞれの審査過程において必要なアセスメント及び情報提供を行っている。 ・複数段階の審査を設け、チームの全体で審査を実施。養親が理解が不十分な状態で特別養子縁組に至ることがないように留意している。
	☐ 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。 ☐ 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。		
No.21	Ⅲ-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	a	・養親希望者に対しては、事前の書類審査において、家族構成を確認するとともに、家庭訪問を必ず行い同居者も含めて養親として適切な養育ができる環境であるかをアセスメントシートを活用し判断している。
	☐ 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。 ☐ 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にしている。		

認定NPO法人フローレンス 2025年度自己評価

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.22	Ⅲ-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	・養子縁組のアセスメント・マッチングは定例の審査会議によりあっせん責任者を含めた複数の職員によって行う。 ・適宜、アセスメント内容の振り返りをおこなうことで、支援の質が向上するよう努めている。 ・必要に応じて、組織内の医療職及び、心理職員からの助言を得られる環境にある。
	☐ 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。 ☐ アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 ☐ 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。		
No.23	Ⅲ-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。		
	☐ 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項		
No.24	Ⅲ-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	—	・国際養子縁組は実施していない。
	☐ 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。 ☐ 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。		
No.25	Ⅲ-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	・児童の委託に際しては、提携病院にて児童と養親が同時に入院し、医療従事者より育児指導を受ける体制を整備している。 ・児童・及び養親の状況により出産病院での延泊が必要な場合には、病院と連携をとり、病院内で適切に養育ができるよう対応している。
	☐ あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。 ☐ あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。 ☐ あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。 ☐ 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。		
No.26	Ⅲ-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。		
	☐ 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。 ☐ 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。 ☐ 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。 ☐ 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。		
No.27	Ⅲ-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	a	・養育開始から、養子縁組成立までの支援について、業務方法書及び各種マニュアルに定め実施している。 ・委託後の家庭訪問や、養育報告書を通じて、委託後の養育状況を定期的に確認している。 ・32条報告は遅延なく適切に提出している。
	☐ 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。 ☐ 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。 ☐ 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。		
	☐ 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。		
	☐ 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。		

認定NPO法人フローレンス 2025年度自己評価

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.28	Ⅲ-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	・手続き一覧を作成し必要な助言を行うとともに、弁護士の紹介等、家庭裁判所への審判申立のサポートを適切に行っている。
	☐ 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。		
No.29	Ⅲ-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	a	・養子縁組成立前に養育が中止された場合を想定して、フローが整備されている。
	☐ 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。 ☐ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。 ☐ 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項		
No.30	Ⅲ-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	a	・養子縁組成立前に養育が中止された場合を想定して、フローが整備されている。 ・対応にあたっては、生みの親・養親双方に対して丁寧な意思確認や説明を行っている。
	☐ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。 ☐ 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせん優先するなどには行っていない。 ☐ 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。 ☐ 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。		
No.31	Ⅲ-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	a	・成立後の家庭訪問や養育報告書によって養育環境を確認している。 ・養親からの養育相談にも適宜応じ、適切な環境で児童が養育されるよう留意している。
	☐ 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。 ☐ 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。 ☐ 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 ☐ 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。		
No.32	Ⅲ-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。	a	・養親とのLINEグループを作成し、いつでも気軽に相談できる環境を整えている。 ・親子オンラインサロン、親子交流会など、ピアサポートの場を設けている。 ・出自を知る権利の勉強会を開催し、養親・職員ともに学ぶ機会を設けている。
	☐ 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。 ☐ 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。 ☐ 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。 ☐ 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。 ☐ 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。		
No.33	Ⅲ-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。	a	・実母支援マニュアルに基づき、産後の体調確認や、1ヶ月検診の受診状況の確認を行っている。 ・産後の支援主体となる市域の保健センター等と連携し、地域の関係機関から必要な支援を受けることができる状態になっていることを確認している。
	☐ 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。 ☐ 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。 ☐ 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。 ☐ 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 ☐ 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。		

認定NPO法人フローレンス 2025年度自己評価

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.34	Ⅲ-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。	a	・養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法は、業務方法書に明示され、適切に実施している。 ・相談支援における「支援の軸」や、各種マニュアルを策定し、職員に周知することで支援の質が異なることのないように工夫している。
	☐ 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。 ☐ 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。		
	☐ 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。		
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
	☐ 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。 ☐ 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。		
No.35	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	・業務方法書について、自己評価のタイミングで見直しを行うフローとしている。
	☐ 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。 ☐ 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。		
No.36	Ⅲ-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。	a	・養親希望者の適正について、チーム全体で審査会議を行い評価している。 ・あっせんを希望する理由や、申込みに至った経緯については、テキスト聴き取り、電話・対面での面談等、複数回聴き取りの機会を設け、アセスメントを行っている。
	☐ 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。		
	☐ 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。		
	☐ 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。 ☐ 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。		
No.37	Ⅲ-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。	a	・オンライン基礎研修、ステップアップ研修、保育園実習、養育実習等、複数の研修ステップを設け、情報提供を行っている。
	☐ 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。		
	☐ 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。		
	☐ 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。 ☐ 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)		
No.38	Ⅲ-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	a	・帳簿は、ケースごとにファイリングされるとともに、職員間で共有されている。 ・同様に、アクセス制限されたクラウド上でも関連帳簿を保管している。 ・支援記録の記載についてはフォーマット化し統一されている。
	☐ 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えている。※法定事項		
	☐ 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。		
	☐ 帳簿の記載内容や表現は適切である。		
	☐ 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。		
	☐ 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。 ☐ 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。		
No.39	Ⅲ-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	a	・災害等による帳簿の滅失防止のために、権限を限定したクラウド上に情報を保管している。
	☐ 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。 ☐ 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。		

認定NPO法人フローレンス 2025年度自己評価

		全体の評価	
		評価ランク	評価の根拠
No.40	Ⅲ-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	a	・プライバシーポリシーを定め、ホームページ上で公開している。 ・情報セキュリティ研修を受講し、情報管理の重要性への理解を深めている。 ・個人情報について、社内でもアクセス権限を限定したクラウド上で管理している。
	☐ 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。		
	☐ 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。		
	☐ 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。		
	☐ 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
No.41	Ⅲ-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	a	・アクシデントフローを策定し、職員に周知するとともにフローに沿った対応を行っている。
	☐ 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。 ☐ 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。		
No.42	Ⅲ-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	a	・生みの親・養親希望者とは、常に対等な関係を築くべく、各種マニュアルに基づき関係構築において留意した支援を行っている。 ・相談員とLINEでつながるなどして、相談や意見を述べやすい環境を整えている。 ・養親に対しては、定期的に交流会を開くなどして、対面による交流の場を設けている。
	☐ 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。		
	☐ 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。 ☐ アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。		
No.43	Ⅲ-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	a	・アクシデントフローを策定し、職員に周知するとともにフローに沿った対応を行っている。 ・苦情に対して、必要に応じて書面での回答や、面談を実施する等、適切に対応している。
	☐ 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。		
	☐ 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。		
	☐ 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。		
	☐ 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。 ☐ 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。		
No.44	Ⅲ-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	・アクシデントフローを策定し、職員に周知するとともにフローに沿った対応を行っている。
	☐ 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。 ☐ 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。		